

# せいしんだいいちしょうがっこう きやく 清新第一小学校PTA規約

## だいしょう そう そく 第1章 総 則

- だいしょう 第1条 (1) この会は江戸川区清新第一小学校PTAを正式名称とし、清新第一小学校PTAと称す。以後、本会とする。
- (2) 事務所を清新第一小学校（東京都江戸川区清新町1丁目4-19）内におく。
- (3) 本会の設立は、昭和59年3月1日とする。

- だいしょう 第2条 (1) 本会は会員の協力により学校・家庭・社会における児童の健全で幸福な成長をはかることを目的とする。
- (2) 本会は、児童の校外生活にも深い関心と責任を持ち、生活環境を良くするための活動に努める。
- (3) 本会は、政治、宗教、並びに営利事業に一切関与せず、他のいかなる団体や個人の支配、統制、干渉を受けない方針とする。

## だいしょう かい いん 第2章 会 員

- だいしょう 第3条 本会の会員は、清新第一小学校に在籍する児童の父母、又はそれに準ずる者と、本校に勤務する教職員とする。
- だいしょう 第4条 会員はすべての平等の義務と権利を有する。
- ただし、会員の議決権の行使は一家庭あたり一個とする。
- だいしょう 第5条 会員は会費を納めるものとする。

### 第3章 会計

第6条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第7条 本会の会費は、一家庭あたりの定額とし、総会において決定する。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 第4章 役員

第9条 本会の役員、会計監査の定数は次の通りとする。

- (1) 会長 1名（保護者より）。
- (2) 副会長 若干名（保護者より3名以上、教職員より1名）。
- (3) 書記 若干名（保護者より2名以上、教職員より1名）。
- (4) 会計 若干名（保護者より2名以上、教職員より1名）。
- (5) 会計監査 若干名（保護者より2名以上、教職員より1名）。

第10条 本会の役員、会計監査の選出。

年度内に選考委員会を設け、翌年度の役員、会計監査の選出を行う。（若干名については、役員会で翌年度の定数の目標を決め、選考委員会にお願いするものとする）

第11条 役員、会計監査の任期は1年とし、その再任は妨げない。

役員は兼任しないものとする。

補充役員の任期は前任者の残留期間とする。

第12条 役員、会計監査の任務は次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し会務を統括する。

- (2) 副会長 会長を補佐し、会長の事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 書記 本会の議事を記録し、文書を保管し、会の庶務を行う。
- (4) 会計 本会の収支・会計業務にあたり、本会の財産を管理し、決算を報告する。
- (5) 会計監査 本会の決算を監査し、その結果を総会において報告する。

第13条 他薦でPTA本部役員となり、2年間活動された方は「学級連絡係」「選考委員」「卒業対策委員」「登校時警備係」「わくわく広場係」「聴講係」を免除する。

## 第5章 会議

本会の会議は、次の通りである。

### 第14条 総会

- (1) 本会は、学級会議を基盤とし総会をもってその最高決議機関とする。
- (2) 2月総会 当年度の活動報告及び次年度役員承認。
- (3) 5月総会 前年度の決算承認、新年度の予算の審議。
- (4) 臨時総会
- 会長が必要と認めたとき、又は会員の要求により一小ミーティングが認められたとき。
- (5) 総会の定足数は全会員の5分の1とし、決議は出席者の過半数をもって行う。
- 但し、委任状をもって、定足数に充当することができる。

### 第15条 役員会、一小ミーティング。

- (1) 役員会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
- (2) 役員会は本会の運営に必要な事項を審議する。

- (3) 一 小 ミーティングは会長・副会長・書記・会計・会計監査・各学級連絡係  
及び教職員の代表によって構成する。
- (4) 一 小 ミーティングは総会に次ぐ審議決定及び執行機関である。
- (5) 一 小 ミーティングの例会は年3～5回程度開催する他、必要に応じて会長が  
招集する。
- (6) 一 小 ミーティングの議事は、出席者の過半数で決定する。
- (7) 一般会員は、常に一 小 ミーティングを傍聴することができる。

## 第6章 付 則

- 第16条 本会の規約には、総会において出席者の過半数により改正することができる。
- 第17条 本会の運営に関して必要な細則は、一 小 ミーティングにおいて定める。
- 第18条 この規約は、平成19年3月13日より施行する。

## 細 則

- 第1条 役員及び会計監査の選出

- (1) 選考委員の選出

1年生から4年生の各学級において選考委員を1名選出。

(2) 選考委員の構成

選考委員会は次の人員により構成される。

- 1年生から4年生の各学級より1名
- 本部役員より2名

以上の中から互選により正副委員長を選出する。

(3) 役員、会計監査の選出

- 全会員より、役員、会計監査の候補を募る
- 各候補者の選考
- 2月総会で承認をうける

(4) 選考委員長として1年間活動された方は、次年度から2年間「学級連絡係」

「選考委員」「卒業対策委員」「登校時警備係」「わくわく広場係」「聴講係」を  
免除する。

第2条 慶弔費

- (1) 会員が死亡したときは、弔慰金、金1万円をおくる。
- (2) 児童が死亡したときは、弔慰金、金1万円をおくる。
- (3) その他、特別の場合は、必要に応じて役員会により決定する。

以上

令和5年4月(2023年度)  
江戸川区立清新第一小学校PTA発行